

《論点 1》 通行の禁止、制限の公示における例示品目の選定について

I 禁止品目

1号 火薬類取締法第二条規定する火薬類

- ・火薬類の運搬に関する内閣府令の例示品目から主なものを例示。ただし、道路法施行令および内閣府令の例示品目である雷こう、アジ化鉛が例示されていない。

(J H : H7. 7. 26～ 首都 : H6. 12. 20～)

〔火薬類の運搬に関する内閣府令 第 15 条〕

(運搬方法)

第十五条 火薬類を運搬する場合には、次の各号に定める基準に従つて運搬しなければならない。ただし、第一号、第二号、第四号及び第五号の規定は、第十条に規定する数量以下の火薬類を運搬する場合については適用しない。

(略)

2 次の表の上欄に掲げる火薬類を運搬する場合には、前項に規定する基準に従うほか、同表の中欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に定める性状のものとして運搬しなければならない。

(表一部抜粋)

火薬類の種類	区 分	性 状
法第二条第一項第二号イに掲げる爆薬	雷こう	20 質量%以上の水又はアルコールと水の混合物で湿状にしたもの
	アジ化鉛	
	スチフニン酸鉛(別名トリニトロレゾルシン鉛)	
	ジアゾジニトロフェノール	40 質量%以上の水又はアルコールと水の混合物で湿状にしたもの
	グアニルニトロサミノグアニルテトラセン(別名テトラセン)	30 質量%以上の水又はアルコールと水の混合物で湿状にしたもの
法第二条第一項第二号ハに掲げる爆薬	ニログリセリン	40 質量%以上の不揮発性で水に溶けない鈍感剤で鈍性化したもの
	ニログリセリンのアルコール溶液	濃度が1 質量%を超え10 質量%以下のアルコール溶液としたもの
	ジエチレングリコールジナイトレート	25 質量%以上の不揮発性で水に溶けない鈍感剤で鈍性化したもの
	四硝酸ペンタエリスリット(別名ペンタエリスリトールテトラナイトレート、ペンスリット又はPETN)	25 質量%以上の水で湿状にしたもの、15 質量%以上の鈍感剤で鈍性化したもの又は7 質量%以上のワックスを含有するもの
	六硝酸マンニトール(別名ニトロマンニット)	40 質量%以上の水又はアルコールと水の混合物で湿状にしたもの

2号 火薬類以外の物品で、アセチレン銅、ジアゾメタンその他これらと同程度以上の爆発性を有するもの

- ・道路法施行令の例示品目のアセチレン銅、ジアゾメタンが例示されず、ニトロメタ

ンを例示（J H：S60. 9. 28～ 首都：H2. 5. 18～）

3号 毒物及び劇物取締法第二条第一項に規定する毒物又は同法第二条第二項規定する劇物

- ・施行令の例示品目に一致。（J H：H5. 11. 29～ 首都：H2. 5. 18～）

4号 毒物以外の物品で、チオホスゲンその他これと同程度以上の毒性を有するもの

- ・道路法施行令の例示品目のチオホスゲンが例示されず、二酸化窒素（四酸化窒素）を例示。（J H：H7. 7. 26～ 首都：H2. 5. 18～）

5号 消防法第2条第7項に規定する危険物以外の物品で、塩化アセチレン、ジシランその他水又は空気と作用してこれらと同程度以上発火性を有するもの

- ・施行令の例示品目の塩化アセチレンが例示されず、高圧ガス保安法施行令の例示品目等から例示。
（J H：H7. 7. 26～ 首都：H6. 12. 20～）

〔高圧ガス保安法施行令 第7条〕

第7条 法第二十四条の二第一項の高圧ガスであつて、その消費に際し災害の発生を防止するため特別の注意を要するものとして政令で定める種類のものは、次に掲げるガスの圧縮ガス及び液化ガスとする。

- 一 モノシラン
- 二 ホスフィン
(略)
- 七 ジシラン

Ⅱ 制限品目

1号 火薬類

- ・火薬類取締法又は火薬類の運搬に関する内閣府令の例示品目の中から例示。
(J H : H5. 11. 29～ 首都 : H6. 12. 20～)

〔火薬類の運搬に関する内閣府令 第16条〕

(標識)

第16条 火薬類を運搬する車両は、火薬類の運搬中であることを明示するため、次の各号に定めるところにより標識をつけなければならない。ただし、10kg 以下の火薬、5kg 以下の爆薬、100 個以下の工業雷管若しくは電気雷管、25 個以下の導火管付き雷管、10,000 個以下の銃用雷管、1,000 個以下の実包、空包若しくはコンクリート破砕器、100m 以下の導爆線、20m 以下の制御発破用コード又は薬液注入用薬包を運搬する場合は、この限りでない。(以下略)

2号 高圧ガス保安法第二条に規定する高圧ガス

- ・高圧ガス保安法及び関連法令の例示品目等から例示。
(J H : H7. 7. 26～ 首都 : H13. 11. 30～)

〔一般高圧ガス保安規則 第2条〕

(用語の定義)

第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 可燃性ガス アクリロニトリル、アクロレイン、アセチレン、アセトアルデヒド、アルシン、アンモニア、一酸化炭素、エタン、エチルアミン、エチルベンゼン、エチレン、塩化エチル、塩化ビニル、クロルメチル、酸化エチレン、酸化プロピレン、シアン化水素、シクロプロパン、ジシラン、ジボラン、ジメチルアミン、水素、セレン化水素、トリメチルアミン、二硫化炭素、ブタジエン、ブタン、ブチレン、プロパン、プロピレン、ブロムメチル、ベンゼン、ホスフィン、メタン、モノゲルマン、モノシラン、モノメチルアミン、メチルエーテル、硫化水素及びその他のガスであつて次のイ又はロに該当するもの

イ 爆発限界(空気と混合した場合の爆発限界をいう。以下同じ。)の下限が十パーセント以下のもの

ロ 爆発限界の上限と下限の差が二十パーセント以上のもの

二 毒性ガス アクリロニトリル、アクロレイン、亜硫酸ガス、アルシン、アンモニア、一酸化炭素、塩素、クロルメチル、クロロプレン、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、酸化エチレン、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、シアン化水素、ジエチルアミン、ジシラン、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、ジボラン、セレン化水素、トリメチルアミン、二硫化炭素、ふつ素、ブロムメチル、ベンゼン、ホスゲン、ホスフィン、モノゲルマン、モノシラン、モノメチルアミン、硫化水素及びその他のガスであつてじよ限量が百万分の二百以下のもの

- 三 特殊高压ガス アルシン、ジシラン、ジボラン、セレン化水素、ホスフィン、モノゲルマン、モノシラン
- 四 不活性ガス ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素
又はフルオロカーボン（可燃性のものを除く。）

〔液化石油ガス保安規則 第1条〕

（適用範囲）

第一条 この規則は、高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号。以下「法」という。）に基づいて、**液化石油ガス**（炭素数三又は四の炭化水素を主成分とするものに限り、かつ、液化石油ガスの分離又は精製のための設備及び液化石油ガス以外の高压ガスの原料に係る液化石油ガスの貯蔵設備におけるもの並びに冷凍保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十一号）の適用を受けるものを除く。以下同じ。）に関する保安（コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）に規定する特定製造事業所に係る高压ガスの製造に関する保安を除く。）について規定する。

〔冷凍保安規則 第2条〕

（用語の定義）

第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 可燃性ガス アンモニア、イソブタン、エタン、エチレン、クロルメチル、水素、ノルマルブタン、プロパン及びプロピレン
- 二 毒性ガス アンモニア及びクロルメチル
- 三 不活性ガス 二酸化炭素、（略）、フルオロカーボン五百九A及びヘリウム

3号 毒物又は劇物

- ・ 毒物及び劇物取締法又は毒物及び劇物指定令に規定する毒物・劇物のうち、運送事業において業務上取扱者の届出が必要となる品目（毒物及び劇物取締法施行令第42条別表第二）の中から例示。（J H : S50. 8. 11～ 首都 : S48. 2. 13～）

〔毒物及び劇物取締法施行令 第41条、第42条〕

（業務上取扱者の届出）

第四十一条 法第二十二条第一項に規定する政令で定める事業は、次のとおりとする。

（略）

- 三 最大積載量が五千キログラム以上の自動車若しくは被牽引自動車（以下「大型自動車」という。）に固定された容器を用い、又は内容積が厚生労働省令で定める量以上の容器を大型自動車に積載して行う毒物又は劇物の運送の事業

（以下略）

第四十二条 法第二十二条第一項に規定する政令で定める毒物又は劇物は、次の各号に掲げる事業に

あつては、それぞれ当該各号に定める物とする。

(略)

二 前条第三号に掲げる事業 別表第二に掲げる物

(以下略)

別表第二 (第四十二条関係)

一 黄燐

二 四アルキル鉛を含有する製剤

三 無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤で液体状のもの

四 弗化水素及びこれを含有する製剤

五 アクリルニトリル

六 アクロレイン

七 アンモニア及びこれを含有する製剤(アンモニア十パーセント以下を含有するものを除く。)で液体状のもの

八 塩化水素及びこれを含有する製剤(塩化水素十パーセント以下を含有するものを除く。)で液体状のもの

九 塩素

十 過酸化水素及びこれを含有する製剤(過酸化水素六パーセント以下を含有するものを除く。)

十一 クロルスルホン酸

十二 クロルピクリン

十三 クロルメチル

十四 硅弗化水素酸

十五 ジメチル硫酸

十六 臭素

十七 硝酸及びこれを含有する製剤(硝酸十パーセント以下を含有するものを除く。)で液体状のもの

十八 水酸化カリウム及びこれを含有する製剤(水酸化カリウム五パーセント以下を含有するものを除く。)で液体状のもの

十九 水酸化ナトリウム及びこれを含有する製剤(水酸化ナトリウム五パーセント以下を含有するものを除く。)で液体状のもの

二十 ニトロベンゼン

二十一 発煙硫酸

二十二 ホルムアルデヒド及びこれを含有する製剤(ホルムアルデヒド十パーセント以下を含有するものを除く。)で液体状のもの

二十三 硫酸及びこれを含有する製剤(硫酸十パーセント以下を含有するものを除く。)で液体状のもの

4号 毒物及び劇物以外の物品で、クロルアセトフェトン、モノクロルアセトンその他これらと同程度以上の毒性を有するもの

・ 例示品目なし。(J H : S35. 5. 11～ 首都 : S39. 8. 15～)

5号 消防法第二条第7項に規定する危険物

- ・消防法第2条7項の別表第一の例示品目を例示。
(J H : H13. 11. 30～ 首都 : H13. 11. 30～)

〔消防法〕

第二条 この法律の用語は左の例による。

(略)

- ⑦ 危険物とは、別表第一の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。

(略)

別表第一 (第二条、第十条、第十一条の四関係抜粋)

第四類	引火性液体	一 特殊引火物 二 第一石油類 三 アルコール類 四 第二石油類 五 第三石油類 六 第四石油類 七 動植物油類

6号 四塩化けい素、オキシ塩化りんその他これらと同程度以上の腐食性を有するもの

- ・道路法施行令の例示品目と公示における例示品目が異なり、旧消防法施行令に規定されていた準危険物から例示。(J H : H5. 11. 29～ 首都 : H13. 11. 30～)

〔旧消防法施行令 第5条〕

(準危険物の指定)

第5条 法第9条の3の政令で定める危険物に準ずる可燃性の物品(以下「準危険物」という。)は、別表第2の品名欄に掲げる物品とする。

施行令別表第2

準 危 険 物 (抜粋)

類別	品 名	数 量	類別	品 名	数 量
第五類	ニトロソ化合物	40	第六類	過塩素酸	30
	ジニトロペンタメチレンテトラミン	40		塩化チオニル	80
	ナトリウムアミド	40		塩化スルフリル	80

7号 マッチ

- ・道路法施行令の内容と一致。(J H : S35. 5. 11～ 首都 : S39. 8. 15～)